

4月からスタート

「古紙の日」に古着も回収します

古着は、これまで有価物集団回収と紙リサイクル庫で回収してきました。しかし、回収量の多い他の都市と比べると、まだ十分とは言えません。

そこで、4月からごみカレンダーの「古紙の日」に各集積場所で古着の回収を始めます。古着として出せる物は下表のとおり。さらなるごみの減量に協力をお願いします。

回収日・場所＝「古紙の日」に古紙と同じ場所へ
注意点＝古着は濡れるとリサイクルできないため、雨などの日は集積場所へ出さないように。次の回収日に出すか、有価物集団回収や紙リサイクル庫

問い合わせは **ごみ減量課**
☎ 027-898-6272

をご利用ください

■出すときは

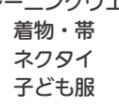
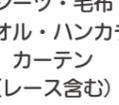
洗濯後に乾かしてから、指定ごみ袋か透明・半透明のビニール袋に入れて出してください。なお、ボタンやファスナーなどは取らずに、そのまま出してください。

■有価物集団回収を優先しよう

本市では、地域主体のリサイクル活動「有価物集団回収」を推進しています。そのため、古紙や古着についてはできるだけ有価物集団回収を優先して利用してください。

どんな物が出せるの？

○ 出せる物

衣類	スーツ  Tシャツ 	ジャンパー・ジャケット  ワイシャツ・ブラウス 	コート・セーター  トレーナー・ポロシャツ 	スラックス・ジーンズ  下着類 トレーニングウェア 着物・帯 ネクタイ 子ども服 
衣類以外	靴・スニーカー (左右揃った物) 	ベルト・帽子 	バッグ  ※スーツケース、学生かばんなどは除く	ぬいぐるみ シーツ・毛布 タオル・ハンカチ カーテン (レース含む) 

✕ 出せない物

- ・濡れている
- ・中に綿が入っている
- ・布団類
- ・カーペット、じゅうたん
- ・汚れている
- ・悪臭がする
- ・ペットに使った
- ・ブーツ、長靴
- ・スリッパ、サンダル
- ・裁断くずなど

就職や退職したら

年金の届け出を忘れずに

国民年金の加入者（被保険者）が就職したときや退職したときには、下表の手続き先へ届け出が必要です。届け出を忘れると将来年金が受給でき

なくなったり、減額されたりする場合がありますので、注意してください。

問い合わせは **市民課** ☎ 027-898-6254

国民年金加入者(被保険者)の手続き先一覧		
区分	ケース	手続き先
第1号被保険者 (自営業者や学生など)	厚生年金や共済組合に加入した	本人が勤務する事業所へ
	第2号被保険者である配偶者の扶養となった	配偶者が勤務する事業所へ
第2号被保険者 (会社員や公務員など)	退職した(20歳以上60歳未満の人)	本人が市役所市民課か各支所へ
	退職して第2号被保険者である配偶者の扶養となった	配偶者が勤務する事業所へ
第3号被保険者 (第2号被保険者に扶養されている配偶者)	厚生年金や共済組合に加入した	本人が勤務する事業所へ
	配偶者の扶養でなくなった	本人が市役所市民課か各支所へ

3月23日から4月13日まで

日曜に臨時窓口を開設します

問い合わせは **各窓口へ**

3月23日から4月13日までの日曜に、市役所市民課や支所などで臨時窓口を開設。転入・転出などの住民異動手続きのほか、下表の各手続きが

できます。詳しくは各窓口へお問い合わせください。
開設日・取り扱い手続きなど＝下表のとおり
開設時間＝午前8時30分～午後5時15分

開設窓口 問い合わせ(市外局番は027)		取り扱い手続き	開設日			
			3/23	3/30	4/6	4/13
市役所	市民課 ☎ 898-6106	転入・転出・転居などの届け出 ※1 印鑑登録申請 国民年金資格届・国民健康保険資格届け出 婚姻などの戸籍に関する届け出 住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書などの発行 住民基本台帳カードの発行 国民年金に関する相談など	○	○	○	○
	国民健康保険課 ☎ 898-6250	国民健康保険証の再発行 退職者医療制度加入手続き 子ども医療費など福祉医療費の受給申請 後期高齢者医療の届け出、保険料納付の手続きなど	○	○	○	○
	こども課(児童手当窓口) ☎ 224-1111・内線 3277	児童手当、児童扶養手当受給申請など	○	○	○	○
	学校教育課 ☎ 898-5812	小中学校の転校手続きなど (学校へは翌日以降に書類を提出してください)	○	○	○	-
大胡支所 ☎ 283-0002	市民課・国民健康保険課取り扱い手続きの一部 ※2 児童手当受給申請 小中学校の転校手続きなど ※3 (学校へは翌日以降に書類を提出してください)					
富士見支所 ☎ 288-2276						
城南支所 ☎ 268-2111						

※1 他市町村の記録などが確認できないときは、受理できない場合があります。
※2 取り扱いできない手続きがありますので、事前に各支所へお問い合わせください。
※3 城南支所では取り扱いしていません。

春の彼岸に合わせて増発

嶺公園行きの臨時バス

問い合わせは **嶺公園事務所** ☎ 027-269-3838

3月18日(火)から24日(月)まで、「嶺公園行き」の臨時バスを運行。定期運行に加えて、下表の4本を増発します。

嶺公園行き臨時バス時刻表(増発分のみ)					
行き先	停留所	通過予定時刻			
嶺公園	前橋駅	7:10	9:00	11:10	13:25
	坂下	7:12	9:02	11:12	13:27
	中央駅	7:13	9:03	11:13	13:28
	県民会館前	7:15	9:05	11:15	13:30
	附属小前	7:16	9:06	11:16	13:31
	若宮十字路	7:18	9:08	11:18	13:33
	県営住宅前	7:22	9:12	11:22	13:37
	小神明三叉路	7:24	9:14	11:24	13:39
	勝沢十字路	7:26	9:16	11:26	13:41
	嶺公民館前	7:29	9:19	11:29	13:44
前橋駅	嶺公園管理事務所	7:38	9:28	11:38	13:53
	嶺公園	7:40	9:30	11:40	13:55
	嶺公園	8:15	10:05	12:00	14:05
前橋駅	中央駅	8:36	10:26	12:21	14:26
	前橋駅	8:45	10:35	12:30	14:35

※料金は JR 前橋駅北口から嶺公園まで、片道 530 円です。

介護予防活動ポイント制度

4月からポイント対象を拡大

問い合わせは **介護高齢課** ☎ 027-898-6133

高齢者の社会参加や地域貢献活動を推進するために、11月から始まった介護予防活動ポイント制度。介護予防活動を行うことで景品などと交換できるポイントが付加されるこの制度では、すでに500人以上が活動を始めています。このポイント対象となる施設や団体を、4月から拡大します。
拡大対象＝〈①施設〉高齢者を対象とした通所リハビリ・通所介護(デイサービス)・小規模多機能型居宅介護施設 〈②団体〉配食・買い物支援など無償で高齢者支援活動を行っている団体

申し込み＝市役所介護高齢課へ
直接(②は事前に相談してください)

